

## 安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構滞納整理システム機器 賃貸借及び運用保守委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構滞納整理システム機器賃貸借及び運用保守委託業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構滞納整理システム機器賃貸借及び運用保守委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領等の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査、候補者及び次点者の決定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 審査委員会は、委員6名をもって組織する。

2 審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 管理局長
- (2) 徴収監理管
- (3) 機構職員2名
- (4) 外部委員2名

3 外部委員については、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 室戸市職員
- (2) 奈半利町職員

### (委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第2項第1号に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長は、審査委員会の事務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、前条第2項第2号に掲げる職にある委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の公表)

第8条 審査結果は公表する。

2 審査委員の氏名は審査結果公表後、情報公開請求に対して公開する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、当該業務の契約の締結をもってその効力を失う。

(別紙)

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構

滞納整理システム プロポーザル審査会

委員名簿

— 募集期間中は非公表 —